

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 17 号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成 12 年函館市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「または第 63 条第 3 項第 7 号イ」を「，第 63 条第 3 項第 7 号イまたは第 68 条の 69 第 3 項第 7 号イ」に，「または第 63 条第 3 項第 6 号もしくは第 7 号ロ」を「，第 63 条第 3 項第 6 号もしくは第 7 号ロまたは第 68 条の 69 第 3 項第 6 号もしくは第 7 号ロ」に改める。

附 則

この条例は，平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法に基づく連結法人に係る優良宅地造成および優良住宅新築の認定に関する事務について，手数料を徴収することとするため